

事務連絡  
令和2年8月12日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者重点医療機関における新型コロナウイルス  
感染症疑い患者の取扱いについて

医療機関における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等については、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）等において示しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症患者重点医療機関（以下「重点医療機関」という。）における新型コロナウイルス感染症疑い患者の受入れについて、下記のとおり考え方を整理しましたので、本事務連絡等を参考に必要な対応を行うようお願いいたします。

記

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）については、新型コロナウイルス感染症と診断された患者と同等の感染管理が求められ、さらに、確定診断がつくまでの間は、原則として個室での受入れが必要となることから、都道府県においては、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関とは別途、新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して患者を受け入れ、必要な医療を提供する協力医療機関（以下「疑い患者受入協力医療機関」という。）を、人口規模等を考慮し、複数箇所確保することを推奨してきたところです。

※ なお、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備に当たっては、1つの医療機関が重点医療機関及び疑い患者受入協力医療機関の両方の機能を担うことも考えられます。

- その際、地域の医療資源が乏しい等、疑い患者用の病床確保が困難である場合には、PCR 検査等の結果が判明していないが、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者及び新型コロナウイルス感染症に感染している蓋然性が高い疑い患者の受入れが課題になることも想定されることから、これらの患者を、院内感染対策を効率的に実施するため、当該病棟に新型コロナウイルス感染症患者を集約し、ゾーニング等の感染対策や専任の人員体制を効率的に実施していただくことを想定している重点医療機関の専用病棟で受け入れることを妨げるものではありません。
  
- ただし、当然ながら、いずれの患者についても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の疑似症の届出が出されている必要があるとともに、重点医療機関の専用病棟において、新型コロナウイルス感染症患者のために用意しているゾーニングとは別に、疑い患者のためのゾーニングを実施する等、感染対策を適切に実施することが重要です。特に、疑い患者については、新型コロナウイルス感染症に感染しているとは限らないため、疑い患者同士であっても一律の扱いとするのではなく、疑い患者専用の個室を疑い患者ごとに用意するとともに、疑い患者ごとに必要なゾーニング等の感染対策を実施する等、より一層の感染対策を実施することが重要です。

また、重点医療機関の専用病棟に入院した疑い患者が、PCR 検査等の結果等から新型コロナウイルス感染症患者ではないことが明らかとなった場合には、速やかに専用病棟から別の病棟に退棟させることを徹底する必要があります。
  
- 都道府県においては、重点医療機関の専用病棟で疑い患者の受入れを行う場合には、予め疑い患者用の病床数を定めておく等、新型コロナウイルス感染症患者のために確保している病床数を適切に把握するようお願いいたします。